

大阪市職員共済組合ホームページ バナー広告募集要領

大阪市職員共済組合のホームページ内にバナー広告枠を設け、次のとおり広告を募集いたします。

記

- 1 募 集 期 間 令和5年3月24日（金）から令和6年2月16日（金）
- 2 募 集 ペ ー ジ 大阪市職員共済組合ホームページ トップページ
URL : <http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>
- 3 アクセス件数 月間 約 3,800PV（トップページ 過去3年間平均）
※今後のアクセス件数を保証するものではありません。
- 4 広告掲載料金 1枠あたり 月額 10,000円（税込）
- 5 募 集 枠 数 4枠
- 6 広告掲載期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
・ 広告を掲載する期間は1ヶ月単位です。
・ メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含むものとします。
・ 掲載位置については、バナー広告掲載申込書の提出により申込が成立したものとし、その先着順でご指定いただくことといたします。
- 7 広 告 の 規 格
・ 縦 65ピクセル×横 200ピクセル
・ ファイル形式 GIF（アニメ可）、JPEG
・ 画像を変化又は移動させる場合は、目への負担が大きくなりないように、光感受性発作を誘発させないようにしてください。
・ 広告データ作成経費は、申込者の負担とします。
- 8 掲載できない広告 大阪市職員共済組合広告掲載要綱 第4条の各号に該当するものは掲載できません。

9 申 込 方 法

- (1) バナー広告掲載申込書に所定の事項を記入のうえ当共済組合へご提出ください。
(郵送等の場合は、受領日時をもって申込が成立したものとします。)
- (2) 当共済組合において、広告掲載の可否を審査します。
※申込件数が募集枠数を超える場合は先着順により決定します。
- (3) 当共済組合から広告掲載決定通知書を送付します。
- (4) 掲載可となった場合は、当共済組合に広告データをご提供のうえ、指定の納付書により広告料金を納めてください。
- (5) 当共済組合において広告を掲載します。

※大阪市職員共済組合広告掲載要綱をご参照ください。

- 10 掲載の取下げ 掲載を取下げの場合は、書面にて受付いたします。
ただし、納付済みの広告料金は返還いたしません。

〒530-8201

大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所内

大阪市職員共済組合 庶務係

電話：06-6208-7581